

「離宮八幡宮の成立」 試論

鈴木 江津子

はじめに

中世、公武の尊崇を恣にした宗教的権門石清水八幡宮に属し、特権を付与された大山崎油神人によって、十五世紀後半に離宮八幡宮が創建されたとする説が現在までのところ一般的な見方となっている。石清水八幡宮と大山崎神人は、宗教的には勿論であるが、政治的にも経済的にも影響し合い共に発展した関係にあった。しかし、ここに至って山崎の地にもう一つの八幡宮が創建されたのはなぜか、いかなる目的のために創建は実行されたのだろうか。また、創建が実現したその時の両者の関係はどのようなものだったのだろうか。

『離宮八幡明驗図』や『離宮八幡宮御遷座本紀』に見える大山崎神人らの主張は、貞観元年(八五九)の八幡神遷座地を大山崎とし、男山への遷座はその後とするもので、大山崎こそが石清水であるというものである。一方、先行研究を概観すると、油商によって蓄積した経済力をベースに地縁的な結合意識が高揚し、惣共同体へと発展を遂げ、結果、

本所石清水八幡宮による統制から離脱・独立し、離宮八幡宮創建へと繋がったとある。

今に伝わる八幡宮の縁起由来については諸説あるが、これらを日使頭役を勤仕し続けた大山崎側の主張として捉えれば注目できるものである。また、当時の大山崎神人らが創建を決行した地が天王山の頂ではなく、古代からの交通の要衝であったことも独立の事情を物語る一つの要素となる。京都に続く西国街道沿、離宮跡地、水運の便も良好な地にそれは実現されたのである。私も先行研究と大略同じ見解を持つが、本稿では成立の時期について更なる限定を試みたい。また、創建が実現された時代の意味、立地点、大山崎神人という集団の性格等を、権力と不可分の関係の中で成長した石清水八幡宮と大山崎の関係を考慮しつつ、再検討してみたい。つまり、地縁的な関係（横のライン）と権力との関係（縦のライン）の二つの角度からの検討を試みたい。以上の考察を踏まえ、山崎神人（有徳人）が離宮八幡宮を創建した理由と意義を考え、それが歴史に果たした役割を検討してみたい。本稿は、小西瑞恵⁽¹⁾・小山田陽子⁽²⁾両氏のご研究から大きな指針を得、その研究成果の上に石清水八幡宮や中央政權の動向に注目し、離宮八幡宮の成立目的を考察している。

尚、「山崎」、「大山崎」という呼称は、多くの場合、離宮八幡宮や神人に関係ある時には「大山崎」とある。地名としては「山崎」が一般的である。本稿においても史料に従い適宜使用している。表五通は紙面の都合により論文末尾に収録した。

I 「日使頭役」諸事

1 起源推考

男山八幡と大山崎神人との関係の中で最も重要視されているものが、四月三日の「日使頭役」の勤仕である。この奉仕を全うすることにより、はじめて他郷神人らを押さえ、別格とも言うべき保護を受けることができたと言えよう。従つて、本章ではこの神事の起源について考えてみたい。

国家的行事とも言うべき日使神事（日使頭役）は中世末まで石清水八幡宮の神事として存在したが、重要なのは、この神事を実際に差配し、供奉人の動員から御幣・用度に至るまで支え続けたのは大山崎に住する神人であった点にある。義満御教書が「日使大神事等重役神人」と称していることからその間の事情を察することができる。では、いつの時点でいかなる事情があつて、彼らは日使頭役を差配することになったのだろうか。ところで、年表によると、貞観二年大安寺僧行教が八幡神を勧請、石清水八幡宮が建立されたとあるが日使神事については何も記していない。他方、『八幡宮御遷座記録』によると、治承三年までは、勅使祭礼として、同四年以後は大山崎在地の神事として勤めたとあるが、この記述が、まさにここにいる四月三日の日使頭役であつたのだろうか。

正治二年十二月廿三日、藤原定家が後鳥羽上皇の水無瀬御幸に供奉、山崎に宿した事が『明月記』に見える。これ以後にも上皇の和歌の師として水無瀬殿に伺候し、連日山崎に泊つたことが記されている。これによつて当時の山崎を垣間見ることができる。次いで、建仁二年四月八日「山崎に辻祭を觀る」、同六月十日「山崎より男山に参

詣、この夜別当道清（田中道清）が贈る垢飯を受く」、建永二年四月三日「山崎神事あり、民家悉く経営す」等々の記述により、山崎と男山八幡宮との交流があつたことは推測されるが、ここにある「山崎神事」とは何なのだろうか。日使神事（日使頭役）と記されているわけではないが、「民家悉く経営」とあるから、かなり大規模な神事であつたに相違ない。しかし、ここではあくまで山崎の祭であつたと読みとれる。既述小西瑞恵氏はこの祭りを日使神事ではないと見ている。⁶³

一方、『石清水文書』に次のような記述がある。

「今日、恒例神事乃式日也、仍大山崎乃住人某去年被差定使役之条、殊致精進勤仕（略）」⁶⁴

右は、建保二年十二月十三日の奥書をもつ祝詞案であるが、この時期大山崎神人によつて、「恒例神事」が行なわれていたことがわかる。しかし、ここでも四月三日「日使神事」とは書かれていない。

そこで、「四月三日」に行なわれた行事という点に注目してみたい。なぜなら、中世山崎神人によつて奉仕されていた日使神事は四月三日であつた。また、神人らの主張と思われる『離宮八幡宮御遷座本紀』⁶⁵・『石清水離宮八幡宮御旧記』⁶⁶にもこの神事は四月三日に行なわれたとある。さらに、男山の石清水八幡宮側の史料「宮寺見聞私記」（大日本古文書『石清水文書』応永十四年）にも日使神事を「当宮来四月三日童村頭役」とあることによる。そこで、四月三日の日付をもつ行事を検索すると、寛元二年十一月、別当法師耀清作「石清水八幡宮護国寺並極楽寺恒例仏神事惣次第」⁶⁷がある。この文書には、「四月（略）、三日御節如例節」とあり、四月三日の行事（神事）は、「三日御節」とあり、石清水八幡宮が年間廿四ヶ度行なう御節のうちの一つとして記されている。この史料によつて、寛元のころには、四月三日に恒例の仏神事御節が行なわれていたことが知見される。やがて史料上に、この「三日

御節」が見えなくなり、それに替って「日使神事」が四月三日に登場してきた。ということは、ある時点での「四月三日の御節」が「四月三日日使神事」に改変されたと考えられなくもない。つまり、放生会・臨時祭と並ぶ石清水八幡宮の大神事の一つにグレードを上げ設定仕直されたとも考えられる。とすると、「何時」というその時期の比定が問題となる。「何時」「何故」改変されたのだろうか。さらに、何故、日使頭役のような重要な神事が山崎神人に託されることになったのか、その理由を考える必要がある。

ここで想起されるのは、足利義満の権門寺社に対する強力な政策である。義満の寺社政策については、佐藤進一・今谷明・富田正弘⁽⁵⁾氏等による研究成果がある。先行研究と基本的には同じ意見であるが、次の章で私なりに考察してみたい。

2 義満の宗教政策

義満が将軍位に就いたのは応安元年^(一三六八)十二月のことであるが、すでに同年二月、諸山禅院住持の入寺規則を定めている。権力者による宗教利用といった動きを感知させるものである。幕府権力が全国を支配するためには、寺社勢力を制圧・統制し、その勢力を味方につけることが先決であった。寺社・本所領をある程度内では保護しながら、他方、京都市中、山門の諸権限を縮小していくのが彼の寺社政策であった。⁽⁶⁾ 義満のねらいは、宗教の最高統轄者の地位に就き、最終的には国家の統治者として、彼自身が治天の君になることであった。応永元年^(一三九四)、将軍位を辞し法皇となった彼は公武を支配したのみならず、南都北嶺、全ての顕密仏教、禅律の諸寺社を統轄し、傘下に置いた。

禅寺は勿論、東大寺・興福寺・園城寺・西大寺・多武峯・高野山・伊勢・日吉・北野・石清水などへの歴訪は多分に政治的意味を有するものである。室町期、五山派の禅寺が幕府丸抱えの寺院勢力として興隆を見たのに対し、旧来の寺社勢力の権威は相対的に低下した。しかし、伊勢・石清水の両社は別格の隆盛を誇った。参詣そのものがステータスであるかのごとく將軍家御社参が頻繁に行なわれたのである。義満の目指したものは単に八幡神への帰依といった精神的な拠所だけではない。国家祈祷権の掌握は国家の権能にも関わるものであったし、寺社が保持する僧兵・神人は軍事政策上から利用できるものであった。それ故に室町殿への統合、取込みは不可欠なものとなる。

抑、神仏習合の先駆的存在であった八幡宮は、八幡太郎義家伝説が手伝つてか、中世的神仏習合が逸早く進行した。さらにその神と仏の距離が縮まった観念的世界へ本地垂迹思想を投入し、支配イデオロギーにまで発展させたのは、王権を支え伺候した公家層であった。⁶⁾公家が保持してきたこの宗教を利用した支配イデオロギーを襲奪したのが義満であり、その象徴的役割を果たしたのが、石清水八幡宮であったといえよう。そこに、將軍(時の権力者)と石清水八幡宮との強い関わりを感知することができる。つまり、日本の中世社会においては、朝廷と幕府の二つの権力に依拠しながら、寺社もまた権力の一端に関わり存続していたと言えるよう。

3 室町幕府との関係

前節で義満による寺社権門の政治利用について略述したが、その視点で石清水・山崎の関係を観察すると次のようになる。

明徳三年十月、義満は悲願とも言うべき南北朝合一に成功するが、それより二年前の明徳元年、大山崎神人に石

清水八幡日使頭役を勤仕することを命じる幕府御教書⁷⁾が下されている。これらは同年七月三十日に管領斯波義將から、松田吉信備前守と八幡校法印御房宛に発給された二通の室町幕府御教書(管領奉書)である。頭役に差定されたにもかかわらず、負担(費用)が大きいため忌避したのであろうか、宮内彦次郎信守とその縁者宗任が日使神事を「兩年延引」というわけで「不日可勤仕之旨」の譴責を受けているものである。この二通の文書の示す内容も然る事ながら、私が注目したのは、この文書に見える「石清水八幡宮四月三日日使事」、「四月三日々使頭役事」という文言である。これらは室町幕府による制度的な文書の中に見える「日使頭役」の初見になる。

ついで明徳三年、大山崎神人に「足利義満袖判御教書」⁸⁾が下されている。この御教書により、大山崎郷域(神人在所)が明確化され、公方課役と守護綺を停止すべく保護された神人として制度的に再確認されたことになる。この御教書に込めた義満の意図するものは「日使大神事等重役神人在所」を根本に、国家第二の宗廟・八幡信仰の拠点たる石清水八幡宮大山崎神人として制度化し、彼らを国家組織の体系の中に組入れんがためと思える。

しかし、ここで次の点に注意しておかなければならない。つまり、右に示したような御教書が下されたということとは、神人側から先に申請(上申書)があつて、そこで始めて右の義満御教書が下達されたということなのである。この手続を経ないとこのような文書を手にすることができないのが中世という社会であった。

以上本章で示した事柄を整理すると次のようになる。

- ① 寛元二年の段階では、「日使頭役」の文言は見えず、「三日御節」とある。
 ② 明徳元年、「四月三日日使頭役事」・「石清水八幡宮四月三日日使事」の文言が幕府発給文書中に初見される。

① 明徳三年、^(二三九)「日使大神事等重役神人在所」とあり幕府も認可するところとなる。

①と②の間は、約一五〇年の隔たりがあり、時代も鎌倉期から南北朝の動乱を経て室町期へと移行している。つまり、この間に石清水八幡宮の外からの力(幕府権力)によつて「三日御節」が「日使頭役」に改変されたのではないだろうか。

古来、大山崎神人が石清水八幡宮に果たした神役は内殿燈油の備進であり、権力側からの、そのための交易保護策は「日使頭役勤仕」という文字が文書上に現れる明徳元年以前に確認される。『信貴山縁起絵巻』の山崎長者に表象される有徳の神人が本所石清水に奉仕した神役と、石清水八幡宮内行事の「四月三日の御節」が融合し、四月三日の「日使頭役」へと変化していったのではないだろうか。それ故に大山崎油神人が差配することになったと考えられる。

他方、もう一つ、彼らについて特徴的なことは、その鬭争的性格と団結力である。それは度々繰返された閉籠・強訴等から看取されるもので、過激で強い組織的な集団がイメージされる。この点をキャッチした権力側(幕府)が男山八幡を通して、彼らを丸ごと抱込んだある種の戦略ともとれる。つまり、石清水の四月三日の「御節」を四月三日の「日使神事」という国家的神事に設定仕直し、それを大山崎神人に任せる。部分的にはなく全権委任である。その見返りに各種特権を付与する。ここに、幕府—石清水—大山崎のラインができる。これは為政者による宗教的・軍事的政策ともとれるが、神人側にとつても、利のあるものであった。彼らは彼らの権益の淵源として「日使頭役」を支えたのである。客観的に見て、中世末まで日使神事は石清水八幡宮神事であったし、大山崎神人にとつては、石清水八幡への奉仕であったが、この奉仕こそ、油商売維持のための根本になつていて彼らは十分に

認識していた。それ故に応仁の乱頃までは両者の均衡が保持され、この頃までが大山崎油神人の全盛期であった。⁽⁸⁾ 応仁文明の乱については後述するが、東軍の有能な兵士として軍事動員され、かつ戦場となった山崎にこの頃転機が訪れたのは事実である。権力と深く関わり、その存在を誇ってきた本所石清水と山崎神人は、彼らを擁護した幕権が乱によつて弱体化するに伴い、彼らもまた衰退し、大山崎神人は別の道を歩むことになったと推測する。

II 石清水八幡宮点景

1 石清水八幡宮神人

本章では、中世において神人と呼ばれた人々の性格を男山周辺を中心に文書の中に覗いてみたい。周知の如く、石清水八幡宮は伊勢神宮に次ぐ国家第二の宗廟として、また、源氏の氏神として武家と関わり、中世国家支配の一翼を担う社家権門であった。八幡神社は他の主要社（賀茂・春日）より神と仏の習合が早く進展し、天応元年には、^(七八一) 神号「護国靈験威力神通大菩薩」が贈られている。^(八六三) 次いで貞観五年、^(八六四) 別当が設置され、同六年には三綱が置かれた。⁽⁸⁾ この状況は、社僧組織が社内に制度的に組み込まれたと言ふことであり、石清水八幡宮護国寺と呼称された。本宮の組織は、祠官・神官・三綱からなり、この祠官（檢校・別当・権別当・修理別当・少別当）が全体を統轄するものであった。祠官家が社務職を継承する寺家を構成し、神社と護国寺を支配するシステムである。これらの支

配組織を祠官制度と呼び、祠官家とは、祠官になることができる家系を指す。この一定の家系・御豊系紀氏一族が、別当家領（善法寺坊領・田中坊領）を所有し、機構の中枢を掌握している点が、石清水八幡宮についての特色として挙げられる。紀氏庶流の輩出するなか、善法寺・田中家を主流とする門閥支配が徐々に進行し、中世後期に至ると、二家に集約されていくのが看取できる。

一方、世俗権力者と師檀関係を結ぶ八幡御師職は鎌倉期から存在するものであるが、南北朝期以後、善法寺家が將軍家の八幡御師職を相伝する家となつて以後、足利政権下における石清水八幡宮の有力祠官家となつた。善法寺尚清の孫・紀良子が義満の生母となつている点もその一端を示している。

ところで、この祠官制度とは別に八幡本宮内（男山）には、僧侶・宮侍・神人などが各々の役割を持つて存在したが、本章ではこの中の神人層について検討を試みたい。

石清水八幡宮に所属する神人は、大別すると二つになる。神宮本社に直属し、本社境内やその周辺に住む本所神人と、地方の荘園・別宮を拠点とする散在神人である（京都に住む住京神人も散在神人とする）。彼らの職種は様々だが、芸能・手工業・座商人・神事等々に従事する。ここでは石清水八幡近隣の荘・郷に居住し八幡宮寺諸役（放生会・安居・臨時祭・日使神事等）を勤仕する神人について考察したい。中世、彼らは石清水八幡宮を本所と仰ぐ一種の主従関係（隸属関係²）にあつたと見られている。神人の員数は、明確な数字は知る由もないが、史料中に手掛りを見ることはできる。『明月記』建曆二年八月十五日条によると、「八幡神人数十輩」とある。『康富記』^(一四一八)応永二十五年九月十五日条には、四十八座の神人の濫訴の記事が見える。この神人らは石清水八幡宮公文所神人奉行によつて統率される所謂本所神人と思えるが、その公文所の記録「年中用抄」（『石清水文書』）に、諸神人とし

て次のように記載されている。

御前払廿四人 河内散在駕輿行廿四人 岩田東西十二人宛

御綱引七十二人 此内 草内十人 大住十人 淀庄十六人 大山崎廿四人 今福十二人

御馬副 六人 河原崎 御銚持八人

河原崎火長陣衆六十六人 三宅山十二人、須弥寺十二人 奈富美野四十二人 長二人衆四十人

紀氏十二人 他姓五位六人 同六位六人 祢宜四十五人山城方十五人 楠葉方卅人

宮守十五人 仕丁十九人、巡檢勾当同衆二十一人

駒形四騎 陪従十人 室町座 猪熊座 伯樂座 鳥羽座

巫女 後大夫 府生 鏡トキ 達所 少綱

師子下奈美 草賀 大工 壁漆 漆師

右記により大略の人数は把握され、「御綱引七十二人、比の内大山崎廿四人」の割注が注目される。右に見える綱引神人と駒形神人が強訴などの時リーダーシップをとったとされる。南北朝期以後、神人の活動が活発化し、^(一四二二) 応永二十九年には山崎神人が検断権行使の不服を前面に八幡社務(田中融清)に押し寄せる事件がおきている。^(四) この事件は、土一揆や強訴に見られるような庶民勢力の成長ともとれるが、大山崎神人が事件の中心に関わっている点が注目される。

ところで、中世を通じて、「神人」^(四) と呼称された人々、またその集団としての組織を観察すると、ある目的に向かつて徹底的に過激に行動する集合体に見える。神領内の沙汰・喧嘩などにしても通常の理非を超えた力を感じさせ、

まさに神の人である。「強訴トハ理不尽訴訟也」(『沙汰未練書』)、神木・神輿を下して閉籠も断行、神も権力をも恐れぬ所業ととれなくもない。しかも強訴に集まる神人の数は畿内大社寺の下にある一握の集団ではなく、諸国に存在する寺社が結束、一寺に数千人の神人を擁したと言われるほどの大集団であったという。¹⁰¹ 彼らは情報収集の能力にも優れ神憑りのような勢いで強訴に参集したのである。当然、度々の禁制が打出されているが、それにも拘わらず組織は拡大化する一方であった。さらに中世の神人の性格について考えるに、行動力だけではなく能力的にも長けた人々の集団であったと推される。それは、寄沙汰¹⁰² (法廷戦術) の代行者という面に顕著である。公武の禁止令が繰返されようとも、裁判の当事者の代理として自力救済をする。沙汰を請取る人が神人・山僧と呼ばれた階層の人々であった¹⁰³ ことは注目に値するが、沙汰を寄せる者が何故彼らに寄せたのだろうか(選択したのだろうか)。この点について笠松宏至氏¹⁰⁴ は、次のように論じている。彼らが有力寺社の権威や政治力を背景にしていること、またそれらの寺社が巨大な債権者でもあったという常識論にも充分な理由はあるとした上で、もつと彼らに期待できたもの、それは諸々の権力圏を超越し、それに束縛されない自由な行動力にあったと。

筆者も今回大山崎の史料に接し、先生と同じ意見を持つことができた。このように自由にして強硬であり、政治・裁判・商売等々、諸能力に長けた神人という集合体であったことも、離宮八幡宮創設を実現させた要因の一つであることは確かと思える。翻つて為政者側から見れば、権力も恐れぬ神の侍・神人の存在は、不気味で侮り難いものであつたらう。

2 中世の神人

山崎郷の人々の、中世という時代の日常は如何なるものだったのだろうか。当時の日記や史料を覗いて実状把握の一助としてみたい。

室町時代、幕権が最も高揚した時期、内々の儀における將軍顧問と称された満濟は日記に次のように記している。

「今日巳刻自八幡社務方注進、昨夕戌刻、当所四郷（別之）八幡護国寺、鳴早鐘狼藉言語道断事候、訴訟條目

三ヶ條由申、一ニハ於八幡米買候他郷者共（任之）雅意買得條八幡地下人等空手様也、向後他郷者買得可被停止事。二ニハ

蔓草風情雜々物八幡之内新座ト号シテ迎買ト申事仕。於八幡又高々売條所ノツマリ候、可被停止事。三ニハ安居頭八幡四郷ニハ四人致沙汰所ニ近来六頭也、可被成四人事、以上是等也、自余條目只今不申候、追可注進云々（略）」

〔満濟准后日記〕 応永三十一年六月十四日条 右の日記を解説すると、次のようになる。

今日、石清水八幡宮社務から満濟のところに注進があった。昨夕、八幡四郷（石清水八幡宮山下の町場）の神人

等が八幡護国寺に閉籠し、社務側へ三ヶ條の要求を突付けてきたという。要求その①、八幡四郷以外の他郷の者

が米を買い占め、地元八幡地下人が買うことができない状況（空手様）なので、他郷の者の買得を停止させること。

②、蔓草（つるくさ）雑々物については、新座と号し、石清水八幡宮に搬送途中の商品を先に買い取った上、それをまた、八

幡境内で高値で売っている。この迎買を禁止すること。

③、安居頭役については八幡四郷は四人沙汰にすること。近頃は六人沙汰になっているが、一郷各一人宛とする

こと、と頭役負担員数の削減を要求したものである。

ここで注目したいのは米の買占めや雑々物の迎買をしたのは誰かということである。一挙に購入、即金で支払われたことが想像される。この富裕な他郷者、新座と詐称した者こそ、燈油等の特権的商いにより富を貯えた大山崎神人ではなかつたらうか。②に示される迎買について付言すると、中世において迎買という商行為は円滑な取引を阻害するものとして禁止の法令が発せられている。建長六年、(一二五四)弘安九年(一二八六)〔鎌倉幕府追加法〕三〇二、五九三に禁止令が発給され、押買・押売等の禁止と共に商いの上にも法秩序を布き厳守を求めている様が見える。近世に至っても迎買行為が所々で行なわれたと見え、禁止令が出されている。⁶³⁾

ところで②にみえる蔓草風情雑々物とは何だろうか。ここでは直接訴えの対象物として記されているから、余程大切な商品に違いないのだが不明である。高値で売れ利益効果のよい品物と想像される。①、②に見える商行為は禁止されているものではあるが、視点を変えてみれば、力強く躍動的に生きる割り込み商人のあり様や、境内に設営された市庭に集う人々の実態を捉えることができる。⁶⁴⁾結局、この事件は幕府の介入によって落着いている。⁶⁵⁾

次いで、『御前落居記録』に將軍の意向を探ってみたい。

一 石清水
八幡雜掌申安吾頭役事

差定五條坊門東洞院太郎五郎男之処、雖為神領之内生非神人之子、争令勤仕乎、其上禁裏駕輿丁也云々、如雜掌申者、於神領生者可致沙汰云々、依註申相尋之処、四條坊門東洞院助三郎、雖非神人致沙汰了、駕輿丁又数多也、雖被除彼者不可有子細欵、此之上者、太郎五郎男可致沙汰之由

被仰下

永享三年四月七日

肥後守 為種 (花押)

対馬守 貞清 (花押)

右の記録は、就任間もない六代將軍義教親裁の裁判記録である。神領内で誕生した太郎五郎男は、神人を父としないが安吾頭役勤仕は如何すべきかに対し、先例にある如く沙汰すべしの仰が下つたとある。神人の家の子でもなく、しかも禁裏駕輿丁を勤める太郎五郎男であるが安居頭役は免除されていない。八幡神と足利將軍家との関わりや、義教の宗教的權威を取込む政治姿勢を思うと、禁裏駕輿丁であろうと、神人でなかつたらしくと神領内で出生したからには石清水社への奉仕は回避できなかつたのだろう。中世においては、兼参奉公は普通のこととして行なわれていたことを示している。私がここで注目するのは、「安吾役勤仕」という懸案が御前沙汰への提議事項になつていく点である。この事實は、当時、石清水社への奉仕活動が重要視されていたことを示し、且つ、この他にも同様な紛議があつたことが推され迅速な解決が必要とされていたと考えられる。

次に『同記録』の永享三年六月十七日に別当田中融清八幡宮と当宮神人が加地子盛増をめぐつて相論し、結局、融清が勝訴した記録が残されている。必要箇所のみ左に抜粹する。

「八幡宮田中法印融清与當宮神人相論山城国美豆久世郡・河口兩郷加地子盛増事

如田中法印申者、為公方御祈禱所御寄進之処、近年神人及神事違乱(略)比上者任御判等之旨融清可知行之由、被仰下、被成御教書訖」とある。

右の記録中に読みとれることは、単に加地子得分権の相論に勝訴したというだけの話ではない。「公方御祈禱料所御寄進」にこめられた、石清水八幡宮への義教の入れ込み様、さらに神人が「神事違乱」に及ぶ様は、当時の現況を髣髴とさせるものである。八幡信仰の神威を背に幕権の高揚を計ろうとする新將軍と、奉仕負担にうんざりし、

度々の神事違乱を繰返す神人らの状況が伺える。

ところで、神事違乱を繰返しながら、それでも「神人」という身分に拘泥したのはなぜか、さらに新加の神人が増加する一方であった理由は何か。本来的には神に仕える侍であった筈の神人が、有徳の山崎商人へと変身したかに見える背景にあるものは何か。他の神人らを超えて彼らが手中にしたもの、権力による保護・特権付与といった個々については先行研究⁶⁶⁾に譲り省略するが、ただ、ここで一言付言するとしたら、「特権付与が代々認められてきた」ということは、彼らの役分が室町政権を支える一端を担っていると認識されていたからに他ならない。極言すれば、中央の目指す政策と一致する部分（役目）があつたということになるだろう。

さて、一般人が神人身分に仲間入りし、既述の諸処遇を受けるためには、まず石清水八幡宮神人として認可されることが先決であつた。史料によると、八幡宮側では神人を「名帳」（交名）に記録し、朝廷に届出る手続を取つていた。それは永和四年^(一三七八)八月十三日「後円融天皇論旨」によつて明らかである。「今度於所被注進之名帳人数者、永所免除也⁶⁷⁾」とあり、この手続の結果、公武政権から諸特権を認められるものであつた。石清水八幡宮と神人との間にこの手続が介在したことが、両者間に上下（隸属）関係が生じる基いとなつたと考えられる。ところで、神人としての認可は、在地領主の所領寄進によつて成立するものであつたが、新加神人を無制限に認可したというわけではない。増加する神人を本神人と新加神人に区別し、新加神人が無闇に増加するのを制限していることが認められる。⁶⁸⁾しかし、八幡宮側は、神人の組織拡大にはむしろ積極的であつたと思われる。だから神人身分を獲得できなかった百姓をも既述のごとく神領に居住すれば同じ扱いをし、神人役を逃れることはできなかった。別宮や荘園に神人身分を設定することは、石清水神宮本体の強化に繋がるものとし、彼らに給田を与え荘園支配を強化

した。古来、有能で強力な底力を持つ彼らをその支配下に置き、組織化していたとも考えられる。これら神社への奉仕集団（神人）は、寺社が寺社領（荘園）を領有し社会的勢力を増大するに伴って増加したと考えられている。⁸⁰ 寺社と神人の間には、当初から「持ちつ持たれつ」の關係が存在し、権力と結び、時には奥の一手・神宝を振り翳し、神人あるいは神民として歴史の中に登場したのである。網野・笠松両氏は対談の中で、「御家人が幕府の暴力組織であるとすれば、神人・寄人は神社や寺院の暴力組織といつてよい」と語られている。

3 大山崎の諸相

^(一四二九)
 正長二年八月十二日、六代將軍義教の袖判御教書⁸¹が発給され、義詮・義満・義持の「御判之旨」が再確認されている。石清水の權威を背にした大山崎神人油商の、「諸閥渡勘過及諸業課役免除」の特権が早速に下知されたのである。いわゆる代替安堵というものである。

義教の政治姿勢は、父義満を踏襲するものとされるが、『石清水放生会記』に見える義教はその最たるものと言えよう。⁸² 「於善法寺有御逗留」の文言が示すように檢校との師檀關係を政治的に利用し、御社參・神事・御台様同伴の接待等に積極的に参加した様が伺える。⁸³ 室町殿の寺社政策の方向性から見れば、八幡信仰の拠点である石清水八幡宮への奉仕・日使頭役を永々勤仕する山崎神人への保護政策は当然であつたろう。彼らが歴史の中で大きく成長を遂げた理由は、権力からの保護も勿論であるが、もう一点、自然的条件が幸いしている。消費都市京都に近く、しかも京都住京神人らを彼らが本所神人として支配できたことである。⁸⁴ 山崎神人は油商の特権付与とその代

(表 1)

大山崎出身の住京新加神人の員数

(1376)
永和二年

	新加神人出身保名	員数
1	蔵内保	2
2	関戸保	5
3	藤井保	6
4	井尻保	5
5	辻保	14
6	船橋保	23
7	中村保	4
8	鷹保	1
9	岩神保	3
10	溝口保	1
	計 10 保	64 人

- ・ 永和2年12月 大山崎住京新加神人等被放札注文（離宮八幡宮文書 40）参照
- ・ 「放札」、商売許可の札（鑑札）が出された新加神人を表す。
- ・ 一般的に山崎では「上六保下五保」といわれる十一保が知られているが、「五位川保」出身者がこの注文には見当たらない。永和二年の段階では十保であったとも考えられる。
- ・ この注文によると「放札」によって京都で商売することを許可された新加者が 64 人いたことがわかる。しかし、これ以外の者や彼らの家族もいたと推測されるから、かなりの員数（住京神人）が在京していたと考えられる。

替とも言うべき神事への奉仕活動という二者の關係を巧みに使い、京を含む地方散在神人との間に一種の本末關係を構築することに成功している。住京神人らの生業が油商のみに限られていたわけではないことについては前述した通りであるが、諸分野においても卓越した実力を發揮できる集団であった。

ところで記述の如く大山崎の油商人にとつて、種々の既得権中、最も重要なものは油商売の独占権である。⁶³ 商売敵を打倒することこそ繁栄の基であった。

表2 「足田家文書」①—③に十三世紀頃より、こういつた動きがあつたことが読みとれる。さらに表2 「離宮八幡宮文書」④—⑩に幕府による新儀の商売禁止の旨が下達されているのが確認される。特に応永年代に入ると、「致非分油商売由」を禁止する幕府御教書が発給され、中央政府が他を「非分」として公的文書で保護政策を打出している点が注目される。しかし、繰返し禁止令が発せられているところを見ると、本当に徹して守られていたのかどうかは疑問である。ライバル跋扈が現実の姿だったのかもしれない。

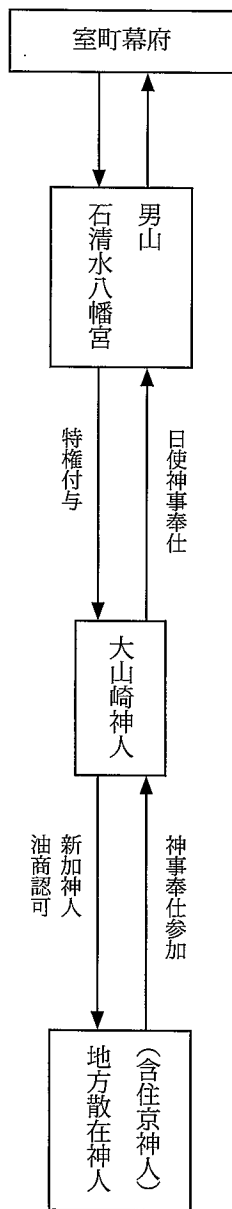
では、油商を希望する人口が各地に増加しつゝある時期において、しかも、大山崎神人に独占権が公的に認められている中で、それでもなお商売をやりたいと思つた人々はどのようなふうにして油商人になる事ができたのだろうか。記述した如く、大山崎神人と地方商人の間に本所と散在という關係が存在し、本所大山崎神人（承認者）から商売をする承認を得たものが商いのできるシステムになっていた。この場合、被承認者が散在神人である。それは次に示す史料中の「本所」が石清水八幡宮ではなく、大山崎神人を指していることにより判明する。

（四〇三）
 応永十年、宛名が大山崎神人とある定清奉書に、「江州油商人等、於本所荷致違乱之条」、「不可成本所荷綺之由」とあり、この本所荷は大山崎神人の荷であることは明らかである。しかし、この奉者定清なる人物の比定が明確に

できないので、六波羅探題発給文書なのか、近江国守護所から発せられたものなのかは不明である。さらに、応永十四年、近江国神人代表、則阿・吉阿請文⁽⁴⁾によると、「自本所御下向間」は美濃・尾張では在胡麻商売をしないとある。ここにある本所は大山崎を指し、大山崎方近江国神人が散在神人になるといふ関係が明らかである。この請文で最も注目されるところは、「以国中之惣儀請文仕候上者、雖為向後、不可背先規候」とあり、本所大山崎の商いにおける権限の強さを知ることができる。さらに「先規」とあるから、こういった関係はこれより以前から存在していたものと思われる。また、新加の散在神人として認められた者は当然のこととして神役奉仕を余儀なくされている。元来、日使大神事を奉仕したことにより多くの特権を手にした由緒を持つ大山崎神人であったが、言い替えれば、それ故に日使頭役配分権を駆使できる立場にあつたのである。その地域は、延徳四年⁽⁴⁹⁹⁾までに京・尾張・播磨・丹後・和泉・美濃・紀伊・備中・備前・伊予となつている。⁽⁵⁾つまり、これらは油商の特権地域であり散在神人の居住地と一致するということになる。

抑、大山崎神人にとって、「本所」といふ文言は本来的には石清水八幡宮を指すものであつた。前掲の「大山崎神人は石清水八幡宮の隸属化にあつた」の表現発生の由来はここにあつたと思う。他方、右に示した如く本所神人と散在神人の間の支配・被支配の関係は自然発生的にできていったのではないかと思われる。左に示す通り重層的本末関係ともとれる。

大山崎神人は、新儀の商売停止（油商売独占権）を制度的に認められたことにより、自らが新規加入の油商人を選出する権利を持った。そしてそのことにより、自らが本所となり、散在神人を驅使できる関係を作り上げたといえるだろう。この人的関係は大山崎郷の発展にとって重要な要素となった事は言うまでもない。強訴、一揆あるいは内乱時において、このルートを使い兵士として動員できる巨大な人脈を持つに至ったのである。軍事力と富、さらに日使神事を通して権力への接近等々、大山崎郷は惣中にその力を集結させていくことになる。その結果、離宮八幡宮創設を権力に申請、独立が認められるところとなったと推測する。



III 離宮八幡宮の成立と応仁文明の乱

1 離宮八幡宮の創建

(1) 下命ラインの変化

本章では、史料の残存状況や古文書様式について検討し、離宮八幡宮が、いつ、如何なる目的で創建されたのかを考察してみたい。

まず、創建の時期を先行研究と同じく十五世紀後半と推定した。その根拠の一つは、細川勝元書状⁽⁸⁾にある「於離宮神前以湯起請」の文言である。この書状によると、これより以前に、どのような社殿であったのかは不明だが八幡宮が山崎の離宮跡地に建立されていたことになる。この書状は年未詳であるが、勝元没が文明五年^(一四七三)であるから、この年より前に成立していたと考えられる。

次に、文明二年頃より文書の宛先が変化しているのが確認される(表3参照)。権力側からの下命経路が変わってきていることに気付く。つまり、本所石清水経由山崎神人へのラインから、直接惣中(神人)へ下達されるラインへと変化しているのが看取される。従って、これら双方から、成立時期を文明二年以降、五年以前と限定することができる。この比定(成立)は、応仁文明の乱中ということになるが、なぜ、このような天下大乱の最中に成立を見たのであろうか。この戦乱と創設には何か関わりがあるのだろうか。

まず、文書の宛先について検討しておきたい。脇田晴子氏⁽⁹⁾によると、戦国期には「大山崎惣中」が形成され、

不入の自治権も掌握していたという。また、これとは別に石清水八幡宮大山崎神人による「神人中」が存在していたとある。他方、地主神酒解神に由来をもつ天神八王子社の宮座が存在した。従つて山崎郷にはこれら三組織が混在していたことになるが、近世には一本化し、津田・疋田氏に代表されるような社身分層が神領支配（共和制）を推進していく主体となつたと論じている。

離宮八幡宮が成立したと考えられる時期においては、基本的には三組織が別個の組織として機能していたが、各組織間の関係は保たれていと見られている。それは三組織の主たる構成員が同じ（神人層）であることによるが、表3に少々説明を加えておきたい。中央の幕府命令をストレートに下達する「室町幕府奉行人奉書」に注目すると、No.2^(一四六九)文明元年五月十六日発給の「室町幕府奉行人連署奉書」の宛先が「八幡宮社務」とあり、石清水八幡宮を經由して山崎に軍事催促が下達されているのに対し、No.5^(一四七〇)文明二年の段階では、「大山崎住人中」とあり、直に大山崎へ奉行人奉書が下達されている。この傾向は文明三年以降も同様で、「大山崎惣中」の文言がNo.10^(一四七一)文明三年十一月三十日「室町幕府奉行人連署奉書」に見え、これが「惣中」という文言が制度的に離宮八幡宮伝存史料群に見える初見となる。このように徐々に「惣中」に集中化していった三組織の関係をみると、その母体となつたものは、すでにこの文書以前から在地に存在していたと私は考える。^(一四七〇)この「惣中」という文言を持つ幕府発給の公式文書が応仁文明の乱中に初見されたことが、特に注目される。また、文明二年以降、大山崎への直接的な軍事催促や軍忠状が増加している点は、彼らの戦闘参画が確実であつたことを示し、ここまで成長した強力な惣中が実在していたことが知見される。この惣中の組織構成員こそ、離宮八幡宮の創建を実現させた人々であることは確かと思われる。

次の(2)で、権利主張の公験となり得る文書がどこに保管され受け継がれ、今日に至つたかという文書の「残

り方・伝わり方」の意味について考えてみたい。⁶⁰⁾

(2) 伝存した二通の国司下文

今に伝わる関係文書中、最も古い貞応元年十二月「美濃国司下文」と同年同月十七日「六波羅下知状」が離宮八幡宮に保管されていた理由を考えてみたい。全文を記すと次のようになる。

① 美濃国司下文

(花押)

下 留守所

可早勘過 八幡宮寺大山崎神人等、為交易油已下雜物、往反不破関事

右依為宮寺之訴、所被免除也、早可勘過之状、所仰如件、以下

貞応元年十二月 日

② 六波羅下知状

八幡宮寺大山崎神人等申、不破関々料事、任序宣可令免除之状、下知如件

貞応元年十二月十七日

武藏守平 (花押)

相模守平 (花押)

①は承久の変の翌年、貞応元年十二月、在京の国守（国司）から任国（美濃国）の留守所に宛て発せられた国司下文である。大山崎神人等に不破関の勤過を認めた内容になっている。①の文書について、永原慶二氏は明らかに偽文書とし、次のように述べている。⁸³ その理由①、国司の留守所に宛てた文書がなぜ離宮八幡宮に残されているのか説明できない。②、袖判下文という形式自体も問題であるとしながら、「けれども、字体などは新しいものではなく、中世のうちに作られたものであることは明白である」と記している。そこで、提言された③と④について検討してみたい。まず、①で示された「下文」（「国司下文」）について、「庁宣」（「国司庁宣」）との関連も踏まえながら考えてみたい。

久保田和彦氏⁸⁴によると、「国司下文」には、大略三種類があるという。一つは、料物下行の指示（家政文書の性格が強い）、二つは、国司（受領）が任国内に下した下文（国務文書）である。三つは、国司が任国以外で発給した下文（家政文書）であるとしている。右の論法によると、前述の①国司下文は、国務文書（国政文書）ということになる。また、文書の残存数や使用例の上から考察した場合、国司（地方官）は下文や庁宣を発給するが、庁宣の使用例がより多く残っているという。この事実は無視できないものである。

そこで、ここでは国政文書としての庁宣と下文を考察の対象とし、その機能面（公験文書・伝達文書⁸⁵）について考えてみたい。

まず、公験文書とは、年貢その他の免除・土地所有認定など永続的な権利の主張や付与に関わるもの。伝達文書は国衙在庁への指図、国司下行、手続等の命令・下達に関するものである。従って、前掲①国司下文は、機能的には公験文書の範疇に入ることになる。

ところで、国司が不在となり、在庁官人が目代の下で国政を執行する、この地方任国の役所（国衙）を留守所と呼称する。

ここで庁宣の様式⁸⁰と変遷について少々解説すると、書出しは「庁宣」と書き、その下に受取者が記される。初めは在庁官人留守所宛、さらに時代が下ると直接現場の関係者など宛に出される。また、初期の庁宣には国印が捺されたものもあるが、後、国司遙任制度・知行国主制など、制度の変化にともない庁宣も変化し、大介が署判する例や、知行国主が花押だけ文書の袖に書く（袖判）例も平安末頃から存在している。知行国主が貴人の場合には袖判も書かない。また、庁宣の指示する内容をさらに関係機関（者）に下達施行するには留守所下文が発給された。では、前述の①、美濃国司下文について考えてみたい。文書の流れとしては、右の庁宣とほぼ同じと見てよい。問題なのは、どういった内容を下達する場合に、庁宣であったり、下文であったりしたのか、そこが知りたいのである。佐藤泰弘氏⁸¹は、国務（国政）文書の範疇に入る庁宣と下文を分析し、その相違について次のように論じている。

『醍醐雜事記』収録の河内守源季範と高階資泰の庁宣・下文を検討し、庁宣は確定的な免除に用いられ、下文はそれ以外（手統・伝達）に用いられているとした。そして位署も庁宣には「守高階朝臣」とあり、下文には「散位高階朝臣」とあって、ここでは書き分けているという。（表5—1 参照）

ところが、同高階資泰は仁平二年、観心寺領の雜事免除を留守所に命じる下文も発給しているのが知見されるという。（表4 参照）

右の事実から、ここでは庁宣は確定的な免除に用いられ、下文は確定的免除、条件付免除、紛争解決の手続などに用いられているのがわかる。庁宣が公驗文書、下文が伝達文書といった厳密な使い分けがあったわけではないと

している。しかし、傾向としては、下文の方が伝達文書としての使用度が高く多様性に富んでいたのではないだろうか。(表5—1「国司下文」参照)

次に十一世紀末以降における国司下文をもっと広く庁宣との対比で見た場合を検討すると、下文は庁宣よりも多様に用いられ、より簡略で軽少な事柄を扱う場合や、庁宣を発給するには不適當な場合に用いられている。十二世紀に至り、庁宣が公驗文書(表5—2)として用いられることが定着するや、簡便な文書であった庁宣は重要文書へと性格を変え、用途が限られていく。このように変革していく庁宣を補充するものとして下文が用いられるようになったという佐藤泰弘氏の見通しは正鵠を得ていると思う。そしてまた他方で、莊園制の形成と共に従来の国務文書では対応できない事柄を扱うため下文は用いられたと展望された。⁶⁴私も氏と同じ意見である。従って、右のような状況を反映して、貞応元年^(一一二二)、美濃国司袖判下文が留守所に下達された⁶⁵と推測する。故に①についての文書様式上からの問題点はないと思つている。「袖判下文」という様式も、すでに平安末より存在したものであった。

従来、国司の下文は家政文書であるとし、余り注目されてはいなかったが、国務文書としての機能を持つ分野に再検討を加えた佐藤泰弘氏の展望を評価したい。また、氏はここで庁宣について、公驗文書として定着していく点に言及されているが、この点については国司下文についても内容によっては同様なことが言えるのではないかと私は考えている。つまり、国司下文も権利を主張する公驗になり得たのである。

(3) 残っていた所

それでは、①の文書(国司下文)がなぜ離宮八幡宮に残っていたのかを考えてみたい。

まず、前掲の①と同じ内容をもつ、②の史料について考えてみたい。

②の六波羅下知状は、当時の六波羅探題北方北条泰時、南方北条時房連署によつて発給されたものである。日付は①とほぼ同時期であり、「任庁宣」とある。恐らくこの庁宣は①を指し、当時、美濃国司が大山崎神人の不破関勘過を免除したことは事実と思える。言い替えれば、この文書の内容と発給に關しては事実相違なしということになる。さらに、①について付言すれば、「八幡宮大山崎神人」、「依為宮寺之訴」等々の文言から、飽くまで石清水八幡宮の權威を通じての大山崎神人らの油商であつたことが看取でき、①の下文からは、本所石清水社の配下で、本所に庇護され活動する神人像がイメージされ、それが故に特権を手中にしている事実も十分感じ取れる。

この下文について、永原慶二氏⁸⁰⁾は疑義を呈しつつも、「ここには大山崎神人(商人たち)の願望が表現されていると見ることは可能である。」と記している。

さて、既述した如く、永原氏が①の下文を偽文書と記された最大の理由は、国衙の留守所に宛た下文が、なぜ、離宮八幡宮に保管されていたのか説明がつかない点にあつた。

私は、氏とは意見が異なり、この文書が現在、離宮八幡宮に所蔵されている事実には大きな意味があると考え。私は次のように考察してみたい。A、①の文書(国司下文)を手にし、特権を手中にしたのは、大山崎神人らであること。そして、後に離宮八幡宮を創設する指導的集団となつた人々こそ、正に彼らであつたこと。

B、正文とされる②の六波羅下知状が同年十二月十七日「不破関々料事、任庁宣可令免除之状」とあり、①の文書が②より前に発給されていたことを示していること。

C、①、②の文書が発せられた貞応元年^(一二二二)当時における大山崎神人は、本所(石清水八幡宮)への隸属が当然と考

えられている時代であったから、これら①、②の文書は、本所石清水八幡宮側に渡され保管された可能性があること。②は問題ないとして①について少々付け加えると、庁宣や下文の内容をさらに国内に下達施行するには留守所下文を出すわけであるが、この場合、国司袖判下文が本所の八幡社務方にそのまま渡され、写が留守所に残されたとも考えられる。端的に言えば、留守所下文の發給を省略し、下達施行ということになる。

右に示したような傾向、つまり、国衙の留守所宛の文書が直接、当事者に交付されている実態は、表4、5—1、5—2でも判明する。それは、公驗あるいは伝達文書として機能する双方の場合において共に同じである。渡された文書は、正文であつたり、写であつたりした。

佐藤進一先生は、すでに「中世史料論」⁸⁰の中で次のように論述している。

国司文書が文書様式上の宛所に交付されずに、その文書によつて権利を認定、付与された者の手に渡される原則が、まず十一世紀頃、国判において成立し、次いで十一世紀後半ないし十二世紀頃、庁宣においても成立すると論じられた。そして、さらに、文書の様式上の宛所と実際の受給者との乖離、文書交付手続（ルート）の変更の起因について、公文書制度の衰退も一因としながら、真の原因について左のように論究されている。

「中世の訴訟法に見られる当事者主義にやがては結晶するような、私権自衛的な証拠法の形成、証文保管の定式化が原因なのではないか。権利保持者が権利関係文書の一切を保管して、将来起りうる権利侵害に備えようとするところから、文書の被交付者の変更という現象が生まれ、やがてはそれが新しい原則として固定するに至った」と。

このように、留守所宛の文書が、これによつて何らかの利益が得られる当事者に渡されている実状は、既述、佐藤泰弘氏論、「庁宣を公驗文書として用いることが定着する」に一致する。勿論、この論は先に説明した通り、国

司下文にも適用されるものである。従つて、次のことが言えるだろう。留守所に宛てられた国司庁宣・国司下文は、国衙において写が作成され、一部が当事者に、一部が国衙に残された。従つて、正文が当事者に渡される場合と、写が渡される場合とがあつた。当事者は、この文書を後の公験として保管したのであり、国衙では一部を控文書として文殿に保管し、後の相論、訴訟発生の際の照合資料とした。

実は、右の状況を物語る史料が疋田家に所蔵されている。翌貞応二年正月十三日「某書下状写」^(二二三)には「任国司庁宣并相模・武蔵両守殿（北条泰時・北条時房）御下知状、可令停止也」と、①、②の文書が存在したことを留守所某書下状写として伝えている。写ではあるが、日付が貞応二年のものであり、この文書の内容は十分信頼できる。以上、現在、離宮八幡宮及び疋田家が所蔵する最も古い史料について詳述したが、ここで問題となるのは、ではなぜ、石清水八幡宮に渡された筈の文書が、当時においては、未だ創立されていなかった筈の離宮八幡宮に伝存していたのかということである。次に、離宮八幡宮に伝存した他の文書も含めて考察を加えたい。

(4) 離宮八幡宮に伝存した意味

記述の通り、離宮八幡宮の創建が十五世紀後半として、それより以前に中央から石清水八幡宮側へ下達された大山崎神人関係の文書が、現在離宮八幡宮に伝存している。

例えば、(応長元年)八月十七日「伏見上皇院宣」、年未詳五月一日「花園天皇論旨」、貞治二年八月廿二日「足利義詮御判御教書」、応安二年九月十二日「室町幕府御教書」、永和四年八月十三日「後円融天皇論旨」、明德元年七月卅日「室町幕府御教書」、応永廿一年八月十三日「足利義持袖判御教書」、嘉吉元年十一月十九日「室町幕府御

教書」、文安三年八月十三日「室町幕府御教書」、寛正五年十二月七日「後花園上皇院宣」(寛正五年)十二月七日「政所執事伊勢貞親書状」、寛正五年十二月八日「室町幕府御教書」、文明元年五月十六日「室町幕府奉行入連署奉書」⁸⁰等々、多数の文書が本所石清水八幡宮宛に発給され、ある時期までは石清水八幡宮側の文書保管庫に収納されていたものと考えられる。

ところが今、現時点においては離宮八幡宮に保管されている。この事実をどのように解釈すべきか。ある時期に石清水八幡宮から離宮八幡宮側へ、前記の文書群が一括移行したと考えざるを得ない。特に右に示す同宛名・同日付・同内容をもつ、「後花園上皇院宣」と「政所執事伊勢貞親書状」は、応仁の乱の少し前、寛正五年の史料である。二通がそっくり、離宮八幡宮側に保管されている事実は見逃せない。これらの史料が移行された時期を、離宮八幡宮が建立された時期と考えるのが妥当であろう。権利の主張や特権付与を保証する文書群がこの時に神人らの手に渡され今日に至ったと推測する。その理由は、次のように考えるからである。

既述したように文明二年に公式文書の下達先が変化しているのが認められる。それまでは石清水八幡宮經由で伝達されていた室町幕府奉行入連書が、「大山崎住人中」、「山崎住人中」へと示される如く、直接神人層へ下達されているのが看取される。さらに、翌三年には中央政権から「大山崎惣中」へ奉行入連署奉書が発給されていることから察せられる。このように宛先の変更が比較的スムーズに行なわれた様子が伺えること、また、この点から類推して、もし、スムーズに文書移行が行なわれたとしたら、なぜ、それが出来たのかについて考えることが、離宮八幡宮創立について考える重要なポイントになると私は考える。

これについて案ずるに、離宮八幡宮の創立は、幕府・石清水八幡宮・大山崎神人の三者が合意の上での独立・創

建であったと考える。中世において上意は無視できるものではなかった。中央政権や本所（石清水）の承認なくして独立はあり得ない。戦乱の最中、両者の承認を取付けることに成功したがために、権利主張の文書群が石清水側から離宮八幡創建の神人ら（惣中）へ移管されたと考える。それ故に離宮八幡創建以前から存在していた文書群が離宮八幡宮に保管され、今日に至ったと思う。

ところで先行研究⁸³によると、早い時期から石清水八幡宮からの離脱指向は存在したとされるが、本当に実行させた要因は何か、「指向性があったこと」と、「実行したこと」とは同じではない。指向性があったといっても、全てが実行されるというものでもないからである。

実行の要因を考えるに、応仁文明の乱を経験し、山崎が戦場になったこと、結果、その荒廃が甚だしく全く迷惑であったに相違ない。リーダー格の間では様々な模索が行なわれたと考えられ、戦禍の中で生きぬくため、石清水八幡宮と大山崎油神人は共存の道を選択したと推測する。加えて石清水八幡宮の大檀那である朝廷・幕府の衰退ぶりも、もはや歴然たる事実であった。しかし、油神人らにとっては、予てよりの念願の独立となる。幕府に繋がり、存続を懸ける石清水八幡宮にとって、この選択は余儀無き道であったに相違ない。この共存への道が決定した日、山崎神人らに必要な文書類が、石清水側から大山崎惣中へと移動した。既述した如く、文書の宛名の変化の上から考えても、それは幕府も認めるところであったと十分推測され、ここに離宮八幡宮は神人らの新しい拠点として創建を見るのである。

従って、「石清水」神号訴訟事件に見られるような、両者が対抗・離脱という意義付けは、これより後の時代のことになると思う。⁸⁴むしろ、当時においては、中央政権も本所石清水側も積極的にこの分離独立、創建を支持し

たのではないだろうか。独立を機に大山崎神人に代表される在地領主層・富豪層を中央権力が体制的に取込み、末端に至るまで支配を侵透させることが目的であったと考えられる。次節では、戦禍の影響がどのようなものであったかについて観察しておきたい。

2 戦乱と独立・結論

恐怖政治で知られる義教が嘉吉の乱で倒れたその年（一四四一）の九月、坂本に端を發した徳政要求の一揆がその後（一四六七）の土一揆頻発時代を招引した。文安四年七月には西岡で、寛正三年九月には京都郊外で徳政一揆が勃発し、幕府の介入により鎮圧されている。一揆頻発に周章翻弄される中央政府といったイメージであるが、このような社会情勢を当時の民衆はどのように受取っていたのだろうか。室町幕府の権威弱体化は目に見えていたのである。

勿論、山崎郷民がこれら頻発する内乱と無関係でいられた筈はない。京都に続く交通の要所に居住し、相当の武力（四六七）を保持していたことなどから否応無く争乱に捲き込まれていったと推測される。

さて、応仁元年五月、土民ベースから幕府中央へと争乱の渦が拡大化した。これが世に言う応仁文明の乱であり、以後十一年間続くことになる。本章では大山崎神人らがこの内乱とどのように向き合い、対決し乗り切っていたのかを観察してみたい。

応仁文明の乱の戦闘法で最も特徴的なことは、個人戦闘から集団戦闘への移行であり、足輕（雑兵）の出現もこの時と言われる。強訴などを経験し、集団で押掛け移動する戦法に長けていた山崎郷民は有能な戦士であったに違

いない。今に残る史料群からその様は十分に伺える。強訴の際、先頭に立ち指揮した神人層が戦闘においてもまたリーダーであつたことが想像される。忠節・恩賞・粉骨・戦功・軍忠・尤神妙等々、大山崎惣中の加勢や勇敢な戦いぶりを賞する文言が史料の処々から目に入る。他方、戦禍による山崎郷の損毛は、この内乱と不可分の関係にある。文明九年の終結以後も私闘を継続する畠山政長・義就軍によつて蹂躪されたことは言うまでもない。乱後、幕府権威の凋落と共に、將軍家庇護の下に全盛期を築いた山崎油神人が衰退したのは当然の成行きであつた。

ところで、内乱中における油商はどのような状況であつたのか確認してみたい。周知の如く戦闘に参加した神人は山崎の油製造販売の担手でもあつた。その担手が戦列に加わり負傷や戦死を遂げ、商売が事成らざる状況に陥つたであろうことは推測できる。尋尊は文明二年六月廿四日、日記に次のように記している。

「於河内商人者、近来罷入者也、天下大乱故、山崎油売逐電之間、不叶売買之間、当所ニ罷出云々、天下無為之時、河内商人ハ当国土不可越云々」⁽⁴⁰⁾

右に少々、説明を加えると、山崎から油を卸してもらい商いを営んできた河内商人が、「山崎油売逐電」というわけで供給が得られず、当国土（大和）に入り込んで商売をするようになった。平和時には河内商人が大和に入り込むようなことはなかつたというのに、と記しているのである。（大乘院は大和一円の油座を管掌する立場にあつた。）油神人が居所を棄て逃散とは、山崎村が尋常ではないことを伝えている。一方、この内乱時における山崎神人らの幕府貢献度⁽⁴¹⁾は高かつたと思われその見返りに、度々特権保護を受けている。しかし、軍忠に対する御感⁽⁴²⁾はこれに止まらず、文明三年には、石清水八幡宮領播磨国継庄と同宮新善法寺領紀伊国和佐庄が陣中の兵糧料として付与されている。つまり、本所石清水の所領が公的権力によつて、その支配下にあつた神人らに与えられたという

ことになる(表3参照)。これらを見ても大山崎神人への待遇は別格と思える。

右に示した事実は、内乱によつて幕権が後退しつゝあること、また幕府との強力な紐帯によつて權威を保持してきた本所石清水側にも変化が生じてきたことを感じさせる。戦禍が著しかったとはいえ、油商で有徳となつた神人は強者揃いであつた。彼らはこの状況を巧みに捉え転機とした。この時神人側からの申請により、石清水神宮から独立し、離宮八幡宮が創建されたと推される。言い替へれば、戦乱・戦禍が結果的には画期になつたことになる。これ以後、独自の道を歩み出した彼らが強固な自治都市を形成し、江戸期においても尚神領支配を認められる山崎村を構築した実績は大きい。

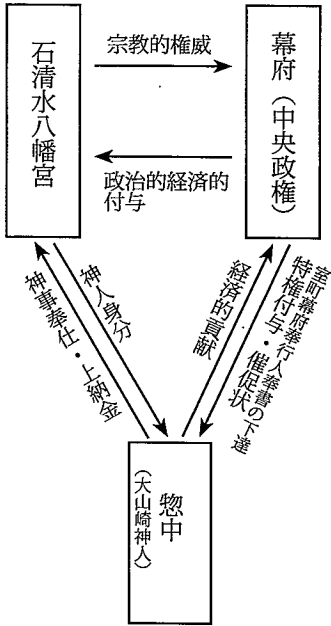
さて、私がI章で述べたごとく離宮八幡宮の成立時期を文明二年以降、五年以前と推定したのは、以上II・III章の考察から得たものである。勿論、油神人としての経済力と離脱指向性があつての独立であることは先学と同じ意見である。ただ本稿では、実行の時期を限定したことで、中世においては上意権力の意向は無視できなかつたこと、従つてこの時点では、幕府と本所石清水八幡宮の合意を得ての独立であつたことを提言しなかつた。そうでなければ独立はあり得ないし、伝存する古文書類の保管場所の説明がつかない。中世史(特に法制史)の分野においては、時の最高権力者の承認があつて始めて成立したとか、実施されたとする見方をとる。本論では、このような歴史の視点をとつていることも付け加えておきたい。それ故に三者間で交わされた独立条件は不明ではあるが、これ以後も幕府側の大山崎保護の姿勢が変わつていないこと、石清水八幡神事奉仕が相変わらず大山崎神人の手によつて勤仕され続けている事実から右に示した結論を導き出した。山崎側からの献油や上納金も乱以前と同様に行なわれたであろうことは十分考えられ、内乱時における衰亡を解決せんがための模索から生み出された独立実現であつたと

思える。それ故にこの機をつかんで離宮八幡宮創設に成功した彼らが、他の地域の神人らに優越せんがために後れて作ったのが、『離宮八幡宮御遷座本記』⁽⁴⁶⁾であり、『石清水離宮八幡宮御旧記』⁽⁴⁷⁾であつたと思う。

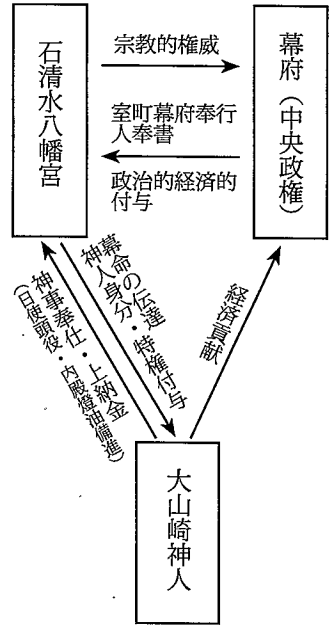
おわりに（総括）

本稿は、小山田陽子氏「石清水八幡宮と大山崎神人―離宮八幡宮の成立と機能をめぐって―」⁽⁴²⁾の論考から指針を得、書上げたものである。私も基本的には氏と同じ意見であるが室町幕府政権や石清水八幡宮との関わりを重視し、さらに十五世紀、この一帯を駆抜けた一揆や戦乱の影響も考察の対象とした。また、先行研究では、元禄年中の「石清水神号訴訟事件」や『離宮八幡明驗図』⁽⁴⁸⁾、『離宮八幡宮御遷座本紀』⁽⁴⁹⁾、『石清水離宮八幡宮御旧記』⁽⁴⁷⁾等の影響もあつてか、「石清水八幡宮の隷属下にあつた大山崎神人」、「石清水八幡宮に対抗、離脱、独立して創設された離宮八幡宮」といった表現が散見されるが（このような見方も一理あつて当然と思えるが）、本稿においては、応仁文明の乱を再検討し、両者の共存を目的として独立、という視点でその成立を捉えてみた。特にここで強調したいのは、この実現は決して山崎神人らの自由の所行ではないという点にある。中世という時代を考慮すると、創建に際しては、幕府と本所石清水八幡宮の同意は得られたものと確信する。戦乱のさなか離宮八幡宮を創建、結束した彼らによって、乱後、日使神事は復活され⁽⁵⁰⁾山崎村も存続しているのである。

前述の幕府、石清水八幡宮、大山崎神人、三方の関わり方を図式化すると次のようになる。相互に不可分の関係にあつたことがわかる。



図② 離宮八幡宮成立以後



図① 離宮八幡宮成立以前

幕府と石清水八幡宮は宗教的行事を継続することにより相互に権威を保持することができた。この双方を経済的に支えたのが大山崎神人であった。それ故に、幕府にとつても、石清水八幡宮にとつても、戦乱によって大山崎が解体されることは「不可然事」であった。そこで独立は認可され、神人らは公然と地元惣と一体化し、強固な大山崎郷村を構築していくことになる。図①・②は離宮八幡宮の成立前後を示すものである。文明年間に独立、創建した結果、幕府からの下達文書は直に惣中（大山崎神人）に宛てられるようになる。これは、特権付与や免除の文書が石清水八幡宮を経由されずに直接当事者に与えられることを示す。

一方、軍事関係の下達文書も直に急速に惣中に手渡されていることも示している。言い替えれば、分散的な命令系統から、直線的な命令系統にシステムが変化したということになる。結果、惣結合が強化し、堅固な自治都市誕生へと繋がったと考える。また、残存の離宮八幡宮・疋田家両史料群中、「日使神事」に関する史料は、一三九〇年（明德元年七月三十日「室町幕府御教書」）以降には多々残されているが、これより以前には今のところ皆無である。勿論、内殿燈油料在胡麻・関津料・所領押領等々、主として商い関係の史料は多く現存している。このような史料の残り方にも注目すべきものがあると考ええる。

さて、応仁文明の乱は山崎の地に離宮八幡宮を創設し、連鎖的に自治都市にまで発展させたが、乱中における軍兵の往来、滞陣は郷民にとつて全く迷惑なことであつたらう。この思いが郷村守備を高揚させ、その精神的表象が絵図に見える「黒門」⁸⁶であつたと思う。

荒廢からの立直り、神事と油製造の興行を期して本所から独立、山崎神人の新紐帯となるべく離宮八幡宮は創建されたのであつた。

註

- (1) 小西瑞恵著『中世都市共同体の研究』一七頁―一九六頁(思文閣出版、二〇〇〇年)
- (2) 小山田陽子「石清水八幡宮と大山崎神人―離宮八幡宮の成立と機能をめぐって―」(『地方史研究』二七二、一九九八年)
- (3) 註(1) 同著七七頁
- (4) 大日本古文書『石清水文書』一25・62、小山田陽子氏もこれら二点の文書を注目しておられる。註(2) 同論文
- (5) 今谷明『室町の王権』七五頁―九六頁(中公新書、一九九〇年)、富田正弘「室町時代における祈禱と公武統一政権」三〇三頁―三三九頁(『中世日本の歴史像』創元社、一九七八年所収)、山門の権限縮小化については、佐藤進一先生の「室町幕府論」によった。(『日本中世史論集』一四五頁―一四八頁、岩波書店、一九九〇年)
- (6) 上島享「中世宗教支配秩序の形成」(『新しい歴史学のために』二四二、二〇〇一年)
- (7) 明德元年七月卅日『室町幕府御教書』二通(『離宮八幡宮文書』54・55) 制度的に日使頭役勤仕を命じる初見文書である。
- (8) 『離宮八幡宮文書』60
- (9) 吉川一郎『大山崎史叢考』一二四頁(創元社、一九五三年)
- (10) 註(9) 同著八四頁

- (11) 笠松宏至「中世の政治・社会思想」九三頁—九九頁（『展望日本歴史南北朝内乱』所収、東京堂出版、二〇〇〇年）、網野善彦・笠松宏至『中世の裁判を読み解く』九九頁—一〇六頁（学生社、二〇〇〇年）、笠松宏至『日本中世法史論』（東京大学出版会、一九九七年）、水戸部正男『公家新制の研究』九〇頁（創文社、一九六一年）
- (12) 『中世法制史料集』一、追加法三三
- (13) 『中世法制史料集』三、三三—三五頁、『国史大辞典』13、五八四頁（吉川弘文館）、
- (14) 橋本政宣・山本信吉編『神主と神人の社会史』一六三頁（思文閣出版、一九九八年）、鍛代敏雄『中世後期の寺社と経済』三二頁—三三頁（思文閣出版、一九九九年）
- (15) 『満濟准后日記』応永三十一年六月廿六日、同年七月四日、七月八日、七月十五日、七月廿一日、七月廿二日条
- (16) 豊田武『中世の商人と交通』二三五頁—二四五頁（吉川弘文館、一九八三年）、脇田晴子『日本中世都市論』一八一頁—二四八頁（東京大学出版会、一九八一年）、小山田陽子 註(2) 同論文、『大山崎町史』一七〇頁—一八六頁（一九八三年）
- (17) 永和四年八月十三日「後円融天皇論旨」（『離宮八幡宮文書』44）、網野善彦・笠松宏至『中世の裁判を読み解く』一〇二頁（学生社、二〇〇〇年）
- (18) 保元元年壬九月十八日宣旨（水戸部正男『公家新制の研究』九〇頁、創文社、一九六一年）
- (19) 吉田豊『中世に於ける神人の活動』（『東北大学文学部研究年報』1）、鹿嶋神奴二八人編入神戸」とあり（『統紀』天平宝字二年九月条）
- (20) 網野善彦・笠松宏至 註(17) 同著書一〇三頁
- (21) 『離宮八幡宮文書』97
- (22) 義満は公武に止まらず寺社勢力をも室町殿の傘下に収めようとした。国家的祈禱権を掌中にし、日本国の最高権力者を目指した。この義満の政治姿勢を義教はさらに推進している。富田正弘「室町殿と天皇」（『日本史研究』三二九、一九八九年）、権大外記康富「石清水放生会記」（『群書三十二』）

- (23) 義教の石清水八幡神への傾注ぶりは突出している。八幡神選の籤によって将軍位に就いた事情もあつてか、幕府を挙げて放生会など行なっている。(『満濟准后日記』正長元年九月十五日条など)
- (24) 永和四年八月十三日「後円融天皇論旨」(『離宮八幡宮文書』44)、永和二年十二月日「大山崎住京新加神人等被放札注文」(『離宮八幡宮文書』40)
- (25) 在胡麻壳買独占権は、弘長元年八月十一日「後嵯峨上皇院宣写」(『足田家本離宮八幡宮文書』9)、油製造独占権は、永和四年十一月十二日「室町幕府御教書」(『離宮八幡宮文書』45) によって認可。
- (26) 応永十年十二月十五日「定清奉書」(『離宮八幡宮文書』69) ここにある「本所」の意味を小山田陽子氏も同様に見ておられる。(註(2) 同論文)
- (27) 応永十四年四月十日「近江国神人則阿・吉阿連署請文」(『離宮八幡宮文書』74)
- (28) 「離宮八幡宮文書」61・62・75・76・98・99・112・113・114 「日使頭役勤仕記録」(大日本古文書『蜷川家文書』二十二)
- (29) 年未詳「細川勝元書状」(就八幡宮日使頭役之事、度々示給候、所詮来八月十六日己前、於離宮神前以湯起請可令落居旨、堅申付田村候、若過日限候者、可処罰科候(略)) (『離宮八幡宮文書』149)
- (30) 田端泰子氏は惣中成立を十五世紀前半と見ている。私も同じ意見である。(『大山崎町史』中世、二二二頁)
- (31) 古文書研究の新しい潮流として、笠松宏至氏は、文書の伝わり方の問題(どうしてそこに残ったのか、どうして残らなかったのか)を意識して、そこから文書自身が語るものとは別次元の意味を発見する方法を論述された。残るべきところではないところに残った、いわばイレギュラーな残り方をした文書に思いがけない史料価値があること、また、残す意志がなく散失してしまった文書の存在を勘定に入れなければ大きな誤りを犯すことに成り兼ねないことを指摘されている。(『日本列島に生きた人たち』四頁―一二頁 文書と記録所収、岩波書店、二〇〇〇年)
- (32) 永原慶二『日本の中世社会』二〇八頁―二一〇頁(岩波書店、一九六八年)
- (33) 久保田和彦「平安時代における国司下文の三形態」(『学習院史学』22、一九八四年)

- (34) 国符、庁宣、下文については次のように説明されている。「十一世紀末から十二世紀初期にかけて、国符に変わり、留守所宛の庁宣や袖判下文が用いられるようになる。それは、受領の遙任が増え、在京が常態になったことも一因とされる。受領が不在になるとともに、留守所の役割が相対的に高まったからである。庁宣の成立は受領の京官化の始まりである。」佐藤泰弘『日本中世の黎明』三七七頁―三九六頁（京都大学学術出版会、二〇〇一年）
- (35) 佐藤進一「中世史料論」（『日本中世史論集』二八七頁―二九三頁、岩波書店、一九九〇年）、同氏著『新版古文書学入門』九九頁―一〇一頁（法政大学出版局、一九九七年）
- (36) 『疋田家本離宮八幡宮文書』1
- (37) 『離宮八幡宮文書』所収文書
- (38) 小西瑞江「地主神の祭礼と大山崎惣町共同体」、「中世共同体の構造的特質―中世都市大山崎を中心に―」（『日本史研究』一六六・二七六、一九七六・一九七七年）
- (39) 「京都町奉行裁許覚書写」（大日本古文书『石清水文書』三一―一二二）
- (40) 註（9）同著、一一一頁―一二四頁
- (41) 文明二年四月廿一日「室町幕府奉行人連署奉書」によると、「当所住人等致忠節、数輩被疵之者」とある。（『離宮八幡宮文書』133）、表3参照
- (42) 興福寺子院・大乘院尋尊大僧正の日記、『大乘院寺社雜事記』文明二年六月二十四日条
- (43) 山崎ノ構へハ第一武功ノ入ル處、是ヲ守ル事軍忠無比類（『応仁廣記』）、「井ノ上ハ無キカ井尻ハナキカト申ケレバ、井上治部丞・井尻左衛門太郎是ニアリト出ニケリ。此城ノ後ナドモ責上ベキ間道ヤアルト申ケレバ、ソレアリ（略）希代ノ高名トソ諸人申アヒケル。御感無比類由ウケ給リ及ナリ」（『応仁記』三、山崎天王寺軍之事）
- (44) 註（1）、（2）掲載論文参照
- (45) 十四世紀成立とされる。現在、徳川黎明会所蔵。この図は、嵯峨天皇の河陽離宮（山崎離宮）を中心に描かれている。貞観元年

八月二十三日、宇佐から八幡神が山崎離宮辺に到来し、更に宣言を受けて、対岸男山へ移座したという「八幡神の山崎遷座」の縁起を描写したものである。大山崎神人等の石清水八幡宮に対する主張が感じられるとされている。(註(1) 小西瑞江同著参照)

- (46) 「貞和四戊子年二月四日社司井尻播磨守紀則孝(花押)」とあるが、実は明応年間の作かと思われている。(『離宮八幡宮文書』322)

- (47) 『離宮八幡宮文書』323

- (48) 応仁の乱中は、山崎油神人の油商売が大打撃を受けたばかりでなく、山崎の地が戦場となったので日使神事は中止されていたが、(一四七九)文明十一年に再興された。(『圖書寮叢刊『晴富宿祢記』文明十一年四月条)

- (49) 「山崎通分間延絵図」(『五街道文間延絵図』東京美術、一九七八年)西国街道に山崎神領傍示杭が東西に描かれ、その内側に「黒門」、(一四七九)「西黒門」が図示されている。『大山崎叢考』一一〇、一一一、一二一、三二二、三二一三頁 図版第五十七(創元社、一九五三年)、脇田晴子『日本中世都市論』二〇五頁(東大出版会、一九八一年)。このように郷村を通る街道を門で区切って領域を明示する方法は、江戸期の平塚宿の見附(江戸見附・上方見附)等にも見られるものである。考え方(目的)としては山崎の黒門と同じものと思える。

(表2) 新儀の商売を停止する史料(対大山崎神人 保護政策)

⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	No
"	室町幕府御教書写 (一三九六) 応永三年	(和泉国守護) 山名氏清 奉行入連署奉書 三月五日 嘉慶二年	(撰津国守護) 山名氏清 奉行入連署奉書 三月五日 嘉慶二年	室町幕府御教書 永和四年 十一月十二日	後嵯峨上皇院宣写 弘長元年 八月十一日	六波羅探題御教書写 寛喜二年 三月廿日	六波羅探題下知状写 (一二三九) 寛喜元年	文書名 発給年
"	(斯波義將) 沙弥	和泉国守護 奉行入 右衛門尉 左衛門尉	撰津守護 奉行入 右衛門尉 左衛門尉	武藏守 細川頼之	左衛門権佐 頼親	"	(北条時氏) 修理権亮 (北条時盛) 掃部権助	発給者
・撰津国住吉・遠里小野散在土民の非分の油 商売を致すを禁止、	・道祖小路散在土民、油木を立置、非分の油 商売を致すを禁止、	・和泉国向井住人・住吉社御油神人が、油木 を立置、新儀交易を致すのを禁止、	・撰津国我孫子住人・山内住民が、油木を立 置、住吉社御油神人と号し、新儀の交易を 致すのを禁止、	・撰津国道祖小路散在土民の新儀商売を停 止、	・山崎神人以外甲乙人等の油、袷胡麻売買を 禁じる(進上 別当殿)	・肥後国住人の本所の命に違背するを禁止す る(肥後国守護代宛)	・播磨国住人の新儀の交易を停止、本所の命 に従うべきを命じる。(播磨国守護代宛)	停止・禁止・破却の文言が見える史料
「石清水八幡宮文書」の 「石清水八幡宮大山崎神人等申…」	「石清水八幡宮文書」の 「石清水八幡宮大山崎神人等申…」	「八幡宮大山崎神人等申…」 「八幡宮大山崎神人等申…」	「八幡宮大山崎神人等申…」 「八幡宮大山崎神人等申…」	「八幡宮大山崎神人等申…」	「八幡宮寺所司等申大山崎神人訴事」 「八幡宮寺所司等申大山崎神人訴事」 「八幡宮寺所司等申大山崎神人訴事」	「八幡宮寺所司等申大山崎神人訴事」 「八幡宮寺所司等申大山崎神人訴事」 「八幡宮寺所司等申大山崎神人訴事」	「肥後国守護代宛」 「播磨国守護代宛」	史料名・その他

〔離宮八幡宮文書〕「室町幕府文書集成」参考)

宛名（受取人）	その他	文書番号
大山崎雑掌御中（荘園）	軍忠を賞す	129
八幡宮社務（石清水）	山崎に味方に加わることを求める（軍勢催促）	130（795）
山崎諸侍中	軍忠を賞す	131
山崎地下惣中	掘構己下粉骨を賞す	132
山崎住人中	軍忠を賞す（恩賞）	133（821）
大山崎住人中	味方に加わることを求める（軍勢催促）	134（842）
高見兵庫助殿 中村左京亮殿	播磨国継庄、大山崎神人に渡さる	137
畠山尾州代（政長）	紀伊国和佐庄、大山崎惣中に渡さる	138（875）
大山崎宿老中	軍忠を賞す	139
大山崎惣中	粉骨を賞す（老若共以水魚恩）	141（879）
山崎地下衆中	軍忠を賞す	143
大山崎諸侍中	軍忠を賞す	144
大山崎神人中	徳政与同を禁ず	145（919）
山名（是豊）弾正殿	八幡宮日使頭役湯起請につき（「於離宮神前」）	149
大山崎地下衆御中	軍忠を賞す	154
山崎諸侍衆御中	忠節あるべきことを求む	155

- ・「離宮八幡」の存在が確認されるのは年未詳細川勝元書状（「離宮八幡宮文書」149）である。「於離宮神前」とある。勝元没（文明5年）より以前に書かれた書状と考え、離宮八幡宮の成立を応仁文明の乱中と推測する。
- ・文明2年以後、山崎の組織宛軍忠状が増加している点が注目される。

(表 3) 応仁文明の乱 (1467 年～ 1477 年) 関係文書

No	日付	文書名	発給者(差出人)
1	(1467) 応仁元.7.22	細川勝元感状	細川勝元
2	(1469) 文明元.5.16	室町幕府奉行人連署奉書	斉藤種基 布施貞基
3	(1470) 文明 2.1.14	山名是豊感状	山名是豊(守護)
4	(年未詳) 12.31	〃	〃
⑤	(1470) 文明 2.4.21	室町幕府奉行人連署奉書	下野守(布施貞基) 肥前守(飯尾之種)
⑥	(1470) 文明 2.12.23	〃	布施貞基 飯尾之種
7	(1471) 文明 3.8.21	播磨国守護代遵行状	勝春(守護代)
8	(1471) 文明 3.10.17	室町幕府奉行人連署奉書	布施貞基 飯尾之種
9	(1471) 文明 3.11.25	赤松政則感状	赤松政則
10	(1471) 文明 3.11.30	室町幕府奉行人連署奉書	加賀守(飯尾為信) 下野守(布施貞基)
11	(1472) 文明 4.8.5	細川勝元感状	細川勝元
12	(1472) 文明 4.8.5	赤松政則感状	赤松政則
13	(1472) 文明 4.9.19	室町幕府奉行人連署奉書	清貞秀 治部国通
14	(年未詳) 7.31	細川勝元書状	細川勝元
15	(年未詳) 9.1	赤松政則感状	赤松政則
16	(年未詳) 9.22	畠山政長書状	畠山政長

- ・文書番号()内数字は『室町幕府文書集成』の整理番号を表している。
- ・1は書状形式を用いた感状であり、勝元はこの時、管領の任にない。
- ・2は重要な幕府下達文書であるが、この時点では宛名が石清水八幡宮になっている。
- ・⑤、⑥の「室町幕府奉行人連署奉書」が山崎住人宛に下達されたことにより、文明2年幕府の支配が直に大山崎に及んだことを示す(中央との関わりを見る)。

署判者	宛所	平安遺文	所蔵その他
□橋朝臣	(前欠)	624	根津美術館所蔵文書
内匠頭高階朝臣在判	梶取末清	629	東南院文書 2 / 1
前近江守藤原朝臣	常孝	632	東南院文書 2 / 1
前讃岐守藤原朝臣	石松、友近	634	東南院文書 2 / 1 (前号文書の奥に記す)
讃岐守藤原朝臣	木津預惟助	644	東南院文書 2 / 1
〃	網丁重依	645	東南院文書 2 / 1
若狭守橋朝臣在判	木津納所 行友	650	東南院文書 2 / 1 (前号 649 の奥に記す)
(欠)	木津納所 助方	664	東大寺文書 4 / 41 (前号 663 の外題)
周防守藤原	吉景	667	東南院文書 2 / 1 (前号文書の奥に記す)
周防守藤原朝臣	吉景	669	東南院文書 2 / 1 (前号文書の奥に記す)
〃	梶取	671	東南院文書 2 / 1 (前号文書の奥に記す)
大介源朝臣(花押)(偽カ)	丹波国 有頭郷住人中原親貞所	1335	国司補任 (守源季房とあり)
伊賀守惟宗朝臣在判	官使惟清	1354	東大寺文書 4 / 4
大工頭兼丹波守高階朝臣 (花押)	大山庄下司	1493	国司補任 (守高階孝章とあり)
丹波守高階朝臣(花押)	東寺庄下司	1495	東寺百号文書タ
守源朝臣在判 季範	留守所	2473	醍醐雜事記 12
右衛門督藤原朝臣在判	越後国□所	2475	(国名の記入あり)
散位高階朝臣在判 資泰	〃	2650	〃
〃 〃	〃	2651	〃
散位高階朝臣御判	〃	2767	観心寺文書
修理大夫平朝臣在判 (花押)	(前欠)	補 103	白描五智如来図書館文書
(花押) 奉	長門国留守所	3810	尊經閣所蔵東寺文書
(花押) 奉	安芸国留守人々等	3897	厳島神社文書
大介藤原朝臣(花押)	丹後国田辺郷	4255	島田文書(遷任)
〃	丹後国田辺郷	4256	古文書集 1 遷任(案文)
〃	丹後国田辺郷	〃	(No.25 の正文) 遷任
(袖花押)	留守所	鎌倉(遺)	離宮八幡宮文書 1

(表 4) 国司下文 (国政文書) としての場合

No.	西暦	和年号	文書名
1	1045	寛徳 2. 閏 5.25	某国司下文案
2	"	寛徳 2.12.11	阿波国司下文案
3	1046	永承元 .5.9	近江国司下文案
4	"	永承元 .7.27	前讃岐守下文案
5	1047	永承 2.7.22	讃岐国司下文案
6	"	永承 2.7.22	"
7	"	永承 2.11.25	若狭国司下文案
8	1048	永承 3.7.5	越後国司下文案
9	1049	永承 4.2.13	周防国司下文案
10	"	永承 4.2.29	"
11	"	永承 4.2.	"
12	1094	嘉保元 .2.	丹波国司下文
13	1096	嘉保 3.5.27 (付年号)	伊賀国司下文案
14	1102	康和 4.8.4	"
15	"	康和 4.8.12	"
16	1142	康治元 .6.14	河内国司下文案
17	"	康治元 .7.28	藤原家成下文案 (知行国主力)
18	1148	久安 4.8.4	"
19	"	久安 4.8.11	"
20	1152	仁平 2.8.17	"
21	1163	長寛元 .8.17	尾張国司下文案
22	1177	治承元 .9.	長門国司下文
23	1179	治承 3.12.11	安芸国司下文
24	1185	元暦 2.5.	丹後国司下文
25	"	元暦 2.5.	丹後国司下文案
26	"	元暦 2.5.	丹後国司下文
27	1222	貞応元 .12.	美濃国司下文

(表 5-1) 醍醐寺に伝わる国司庁宣、国司下文の場合

No.	1	2	3	4	5	6
年号	久安 6.8.4 (1150)	久安 2.11.12 (1146)	久安 4.8.4 (1148)	康治 1.6.14 (1142)	久安 3.10.12 (1147)	久安 4.8.11 (1148)
文書名	河内国司庁宣案	河内国司庁宣案	河内国司下文案	河内国司下文案	河内国司庁宣案	河内国司下文案
事書	可早免除醍醐寺領造伊勢太神宮作料米事	可早免除醍醐寺庄所課新御願寺壇役事	可早礼返醍醐寺若江庄下申新御願寺召物責取非法色々物等事、副下解状并注文等	下任先例致沙汰免除醍醐寺領若江庄内裏修理料事	可早免除醍醐寺領切宛八幡御幸料米事	醍醐寺御領若江庄民訴申新御願供養料召物官使責取物事 副下官使申状注文
署判者	守高階朝臣 在判 資泰	守源朝臣 在判 季記	散位高階朝臣 在判 資泰	守源朝臣 在判 季範	守源朝臣 在判 季範	散位高階朝臣 在判 資泰
宛所	留守所	留守所	留守所	留守所	留守所	留守所
出典 平安遺文	醍醐寺雜事記 ㊦一七〇五	醍醐寺雜事記 ㊦二五六九	醍醐寺雜事記 ㊦二六五〇	醍醐寺雜事記 ㊦二四七三	醍醐寺雜事記 ㊦二六三〇	醍醐寺雜事記 ㊦二六五一

記入順序は『醍醐雜事記』の順による

(表 5 - 2) 国司庁宣

	和年号	西暦	庁 宣	史料群名	平安遺文
1	天承1年10月14日	1131	庁宣 留守所	根来要書 上	2210
2	天承1年11月9日	1131	庁宣 留守所	東大寺文書 4-32	2213
3	久安5年7月12日	1149	庁宣 太宰府 在庁官人等	醍醐雜事記 13	2672
4	久安5年7月 日	1149	庁宣 留守所	日下部姓之系図	2673
5	久安6年1月23日	1150	庁宣 留守所	阿蘇家文書	2686
6	久安6年8月4日	1150	庁宣 留守所	醍醐雜事記 12	2705
7	仁平1年2月24日	1151	庁宣 留守所	醍醐雜事記 12	2721
8	仁平2年8月 日	1152	庁宣 留守所	醍醐雜事記 12	2769
9	仁安2年7月 日	1167	庁宣 留守所	高野山文書 宝簡集 7	3428
10	仁安4年1月28日	1169	庁宣 留守所	根来要書 上	3487
11	安元1年11月20日	1175	庁宣 留守所	東大寺文書 4-6	3716
12	安元2年2月 日	1176	庁宣 留守所	巖島神社 (古文書研究)	3738
13	治承2年6月 日	1178	庁宣 留守所	根来要書 下	3837
14	治承4年8月27日	1180	庁宣 留守所	巖島神社文書	3921
15	養和1年10月13日	1181	庁宣 留守所	仁和寺文書	4008
16	寿永1年9月 日	1182	庁宣 留守所	近衛家文書	4055
17	寿永3年2月19日	1184	庁宣 留守所	東大寺文書	「東大寺文書」 4-8
18	元暦2年2月25日	1185	庁宣 留守所	田代文書	4231